

一般事業主行動計画の公表について

岐阜日石株式会社は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策推進法とは

急速な少子化が進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。

少子化の背景の一つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。

このような状況を踏まえ、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となつて行う取組を進めるため、それぞれの果たすべき役割などを定め、平成 17 年 4 月に施行されました。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

岐阜日石株式会社 行動計画

社員が仕事と子育ての両立させることができ、働きやすい環境にすることにより全ての社員の能力を十分に発揮が出来るようにするために、次のような行動計画を策定します。

行動計画書

岐阜日石株式会社

雇用環境の整備

- ① 計画期間 令和7年1月1日～令和8年12月31日までの2年間
- ② 内 容
- 目 標 仕事と育児の両立を支援するため、産後パパ育休を1名以上取得する。
- <対 策>
- 令和7年 子の看護等休暇の範囲の拡大（小学校修了まで）
会議等で周知啓発。
- 令和8年 課題検討と対策の実施 該当者に取得促進

労働条件の整備

- ① 計画期間 令和7年1月1日～令和8年12月31日までの2年間
- ② 内 容
- 目 標 従業員のワーク・ライフ・バランスの充実を図る
- <対 策>
- 令和7年 年次有給休暇の取得促進。月次の勤務ローテーションに組み込み取得向上を図る。
- 令和8年 半年時点で年次有給休暇の取得率50%以下の事業所に対し、個別で指導。半日単位や時間単位を活用し取得向上をする。